

2025年 7月 25日

日本政策金融公庫松江支店との 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」の締結について

～危機発生時にも切れ目のない金融サービスを提供、早期の事業者支援・災害復旧に貢献～

島根中央信用金庫（理事長 福間均）は、日本政策金融公庫 松江支店（支店長 天崎渉、以下「日本公庫」という）と「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や感染症の発生等、様々な危機の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機発生時においても、地域の事業者に対し切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

また、事業者支援だけでなく、店舗の被災等により通常業務が継続できない事態を想定し、当金庫と日本公庫松江支店での一時的な施設の相互利用も連携内容に加え、業務継続体制の向上を図ることで危機発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

2. 業務連携の内容

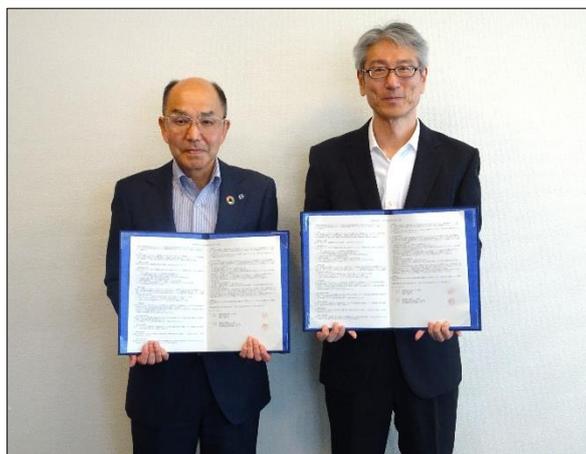
日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- (1) 各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- (2) コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- (3) 地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- (4) 職員の緊急避難先として、相互の建物への避難^(注)
- (5) 被災した際の一時的な執務場所として、会議室などの施設の相互利用^(注)
- (6) その他危機事象発生時に必要となる連携

(注) 日本公庫は松江支店が対象

3. 締結日

2025年7月23日（水）



左から

- ・島根中央信用金庫
専務理事 田中 敏行
- ・日本政策金融公庫松江支店
支店長 天崎 渉

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
業務部 法人支援課（中尾・西谷）
Tel (0853) 20-1000

※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

